



来週の投資戦略 (4/11-15)

日米の決算発表にも注目

2022年4月10日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 2月期企業の決算発表 — 今期業績予想は？
- 1-3月期の米国金融決算 — 大幅減益の可能性？
- 4月12日、3月の米国消費者物価指数（コア） — 前年比+6.6%？
- 4月13日、2月の機械受注（船舶・電力を除く） — 前月比マイナス1.5%？
- 4月14日、欧州中央銀行（ECB）理事会 — ラガルド総裁の発言は？

株式市場見通し

来週は日米の決算発表と経済指標、さらに ECB の金融政策が注目されよう。明るい話よりも厳しい話になろう。日々ウクライナ情勢にも市場が反応しようが、プーチン露大統領の姿勢が変わらなければ、停戦協議は進展しにくい。米国財務省証券10年物の利回りが2.7%まで上昇して、1米ドル124円台となり、来週の米国の物価指数次第ではさらに勢いがつきそうである。円安は日本経済にプラスと日銀の黒田総裁は主張し続けているが、国民や企業経営者からはこれ以上の円安に警戒の声が出ている。

わが国企業の決算は12-2月期の小売業や建設機械業などに注目している。先週金曜日引け後に安川電機（6506）が決算発表してアナリストを驚かせている。12-2月期の実績はアナリスト予想には届かなかったが、今期営業利益予想が36%増とアナリスト予想24%増を上回る数値を出した。来週月曜日に社長の電話会議があるが、どこまで信頼できるか試されるだろう。来週火曜日に竹内製作所（6432）が前期実績と今期業績予想を出す。アナリストは今期も前期推定比4割近い営業増益を見ているが、それを大幅に下回る予想を出す。KPAは見ている。来週小売りで最も注目されるのはファーストリテイリング（9983）だ。一部経済誌で詳細に解説しているので、KPAの結論だけ述べると、明るい展望は少なく、株価の下落基調を反転させるのは難しいだろう。

米国では1-3月期の金融業の決算発表が始まる。総じて前年比減益が予想されている。例えば、水曜日発表のJ.P.モルガン・チェースの一株当たり利益（EPS）が4割減、さらに4-6月期も3割減とアナリストは予想している。金曜日発表のゴールドマン・サックスも5割減、4-6月期も4割減と予想されている。金利上昇局面で金融株を買うという投資戦略は必ずしもうまく機能していない。長短金利の利回り逆転やロシア関連業務の損失など逆風が吹いている。わが国金融株にも参考になる点があろう。

最後に火曜日に米国で発表される3月の消費者物価指数（CPI コア）が前年比+6.6%と予想されている。2月の+6.4%よりも高くなる。全体では前年比+8.4%と予想されているので、こちらの方がショックかもしれない。木曜日にECBが理事会を開催、今後の利上げ方針を決める。ラガルド総裁が記者会見でどの程度話すかによるが、こちらは国によって急激な利回り上昇を抑える必要もあり、難しいかじ取りとなるだろう。

KPAの投資戦略

ロング（買い）	ショート（売り）
好財務の割安株、今期桁増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。